

## 基準病床数（一般・療養病床）の試算

### 1 基準病床数制度について

- ・二次医療圏等ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となる病床数（基準病床数）を算定する。（医療法第30条の4）
- ・都道府県は「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域（病床過剰地域）では、病院開設・増床を許可しないことができるとされており、本制度により病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導し病院・病床の地域偏在を是正するもの。
- ・病床数は、全国統一の算定式により算定する。（医療法施行規則第30条の30）

### 2 次期基準病床数の算定式

○一般病床

$$\left( \begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別人口} \\ \times \\ \text{性別・年齢階級別一般病床退院率} \\ \times \\ \text{平均在院日数} \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{流入入院患者数} \\ - \\ \text{流出入院患者数} \end{array}$$

↑  
地方ブロックごとの経年変化を踏まえた日数を設定

---

病床利用率（76%を下限値）

○療養病床

$$\left( \begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別人口} \\ \times \\ \text{性別・年齢階級別療養病床入院需要率} \\ - \\ \text{在宅医療等対応可能数} \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{流入入院患者数} \\ - \\ \text{流出入院患者数} \end{array}$$


---

病床利用率（90%を下限値）

○都道府県間の患者流出入を見込む場合：流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数  
（医療機関所在地に基づいた値を用いる）

※下線は今回修正箇所

### 3 次期基準病床数の試算

- ・算定式のうち、国からデータ提示されていない「在宅医療等対応可能数」を除いて試算した。
- ・「在宅医療等対応可能数」に拘わらず、県内の全医療圏がオーバー圏域となる見込み。

（単位：床）

医療圏	現行 基準病床数	H29.4.1 既存病床数	次期 基準病床数	次期基準病床数	
				一般	療養
賀茂	630	858	572 -	251	321 -
熱海伊東	1,018	1,132	934 -	554	380 -
駿東田方	5,979	6,423	5,726 -	3,811	1,915 -
富士	2,625	2,688	2,476 -	1,533	943 -
静岡	6,166	6,302	5,944 -	3,991	1,953 -
志太榛原	3,507	3,510	3,213 -	2,005	1,208 -
中東遠	2,543	3,002	2,944 -	1,859	1,085 -
西部	6,155	7,373	6,732 -	4,470	2,262 -
県計	28,623	31,288	28,541 -	18,474	10,067 -

- ・「性別・年齢階級別人口」は、平成28年10月1日現在（資料：静岡県年齢階級別推計人口）
- ・「病床利用率」は、下限値である一般76%、療養90%を設定
- ・「平均在院日数」「性別及び年齢階級別一般病床退院率」「性別・年齢階級別療養病床入院需要率」については、平成29年の新しい厚生労働省告示の数値を使用。
- ・圏域間の患者流出入を踏まえて、従来の補正方法に準じて調整（流出超過患者数の3分の1を加算）
- ・都道府県間の患者流出入は見込んでいない。（今後検討）

#### 4 現時点で、中東遠及び西部医療圏の基準病床数試算値が増加している要因

##### ◎ 要因1：人口の増加

- ・中東遠及び西部医療圏では、統計上、前回算定時と比較して人口が5千人程度増加している。  
(参考：厚生労働省「医療計画作成指針」より抜粋)

「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計による人口等のうち最近のものによることとする。

(参考：「静岡県年齢別人口推計」について)

- ・国勢調査が行われない年における人口を把握するため直近の国勢調査による確定値に、住民基本台帳の移動数を加減して算出。
- ・前回(H26)の値はH22国勢調査に基づき、今回(H28)の値はH27国勢調査に基づく。

○基準病床数算定に用いた人口 (単位：人)

人口	前回 (H26.10.1)	今回 (H28.10.1)	増減
賀茂	68,205	65,012	▲ 3,193
熱海伊東	106,173	103,863	▲ 2,310
駿東田方	656,901	651,468	▲ 5,433
富士	380,350	374,060	▲ 6,290
静岡	702,807	697,808	▲ 4,999
志太榛原	462,260	459,242	▲ 3,018
中東遠	457,762	462,392	▲ 4,630
西部	841,486	847,165	▲ 5,679
県計	3,675,944	3,661,010	▲ 14,934

##### ◎ 要因2：現行の算定において差し引かれている「介護施設対応可能数」

- ・病床種別で見ると、療養病床の算定において増加している。今回試算で療養病床が増加しているのは静岡(3床)、中東遠(501床)、西部(724床)の3医療圏である。
- ・現行の算定において差し引かれている「介護施設対応可能数」は、中東遠及び西部医療圏は他圏域と比較して多い。
- ・次期算定では「在宅医療等対応可能数」に変更されたが、今回の試算ではまだ差し引かれていないため、現時点では増加しているものである。

○病床の種別ごとにみた基準病床数の増減

(単位：床)

	現行 A			次期 B			増減 B-A		
	一般病床	療養病床		一般病床	療養病床		一般病床	療養病床	
中東遠	2,543	1,949	584	2,944 - α	1,859	1,085 - α	401	▲ 90	501 - α
西部	6,155	4,569	1,538	6,732 - β	4,470	2,262 - β	577	▲ 99	724 - β

※「α」「β」は在宅医療等対応可能数

※現行の合計には、県外流出加算分として中東遠10床、西部48床が含まれている。

○現行基準病床数の算定における介護施設対応可能数と人口

(単位：人)

	介護施設 対応可能数 A	人口 B	人口千人当たり 対応可能数 A/B*1000
賀茂	757	68,205	11.1
熱海伊東	975	106,173	9.2
駿東田方	4,321	656,901	6.6
富士	2,316	380,350	6.1
静岡	5,016	702,807	7.1
志太榛原	3,205	462,260	6.9
中東遠	3,513	457,762	7.7
西部	6,363	841,486	7.6
県計	26,466	3,675,944	7.2

※ 介護施設対応数は介護保険事業状況報告(平成25年度平均)

※ 人口は平成26年10月1日現在



## 5 在宅医療等対応可能数について

- ・「在宅医療等対応可能数」

⇒ 次期医療計画終了時点（平成 35 年度末）における「療養病床の医療区分 1 の 70%」「入院受療率の地域差解消分」から、「新類型等転換分」を除いたもの。

- ・今後、国が提示するデータを用いて次期基準病床数を算出する。

### <参考 1> 圏域別 療養病床一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

圏域（構想区域）名	開設許可 病床数	医療療養病床数				介護療養 病床数	診療所	2025年の 必要病床数 【慢性期】	
		20:1	25:1	回復期リハ	地域包括ケア				
賀茂	病床数	299	0	198	41		60	0	182
	医療機関数	2	0	2	1		1	0	
熱海 伊東	病床数	391	346	0	31		0	0	235
	医療機関数	6	5	0	1		0	0	
駿東 田方	病床数	2,261	1,134	309	401		382	0	1,160
	医療機関数	24	15	6	4		5	0	
富士	病床数	925	329	262	237		97	0	676
	医療機関数	8	4	5	3		1	0	
静岡	病床数	2,085	702	542	431	32	378	0	1,299
	医療機関数	13	4	6	5	1	2	0	
志太 榛原	病床数	1,095	403	450	125		116	1	738
	医療機関数	10	5	3	1		2	1	
中東遠	病床数	1,344	378	509	206		251	0	698
	医療機関数	9	5	4	3		3	0	
西部	病床数	2,560	1,116	370	316	88	620	50	1,449
	医療機関数	24	13	7	6	2	8	4	
計	病床数	10,960	4,241	2,807	1,788	120	1,904	51	6,437
	医療機関数	96	48	36	24	3	22	5	

### <参考 2> 厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」資料より抜粋

#### ○今後の療養病床整備の考え方について

- ・現行療養病床で対応している需要、計画期間中の高齢化による需要増減分を加味したものから、新類型等（新類型施設、老健）、その他在宅医療等（在宅医療、新類型施設、老健を除く介護サービス）で対応するものを除き算定する。
- ・その際、既存の療養病床から新類型等へ転換したものについては、計画期間中は既存の療養病床の病床数とみなす。

#### ○在宅医療等対応可能数の算定方法

##### 1 在宅医療等対応可能数の上限値について

- ・2025年（平成 37 年）の各構想区域（二次医療圏）における在宅医療等の新たなサービス必要量から、療養病床の医療区分 1 の 70%、入院受療率の地域差解消分について、第 7 次医療計画終了時点（平成 35 年度末）の数値を推計。

##### 2 新類型等転換分について

- ・現行の療養病床のうち、平成 35 年度末時点において、現在検討されている新たな施設類型等に転換される病床の量。（現在の介護療養病床等を想定）
- ・介護療養病床については全数に相当する数を下限として転換見込量を設定。

##### 3 在宅医療等対応可能数について

- ・在宅医療等対応可能数の上限値から、新類型等転換分を除いたものを在宅医療等対応可能数とする。

<参考3>一般病床・療養病床の基準病床数算定に使用する数値の主な改正内容

○一般病床退院率(東海ブロック)

(人口10万対)

年齢階級	改正前(A)		改正後(B)		差(B-A)	
	男	女	男	女	男	女
0-4	34.1	27.8	41.7	32.4	7.6	4.6
5-9	9.7	7.5	11.6	9.1	1.9	1.6
10-14	7.0	4.7	7.2	5.7	0.2	1.0
15-19	7.9	7.4	7.9	7.4	0.0	0.0
20-24	8.2	13.0	7.8	12.3	▲0.4	▲0.7
25-29	7.6	21.4	7.2	20.3	▲0.4	▲1.1
30-34	7.6	22.7	7.9	23.5	0.3	0.8
35-39	8.7	16.3	8.8	18.0	0.1	1.7
40-44	10.8	11.5	9.8	12.1	▲1.0	0.6
45-49	14.2	11.7	13.9	12.0	▲0.3	0.3
50-54	19.2	14.2	19.4	14.7	0.2	0.5
55-59	27.9	18.1	26.6	18.4	▲1.3	0.3
60-64	37.2	22.2	36.1	22.7	▲1.1	0.5
65-69	47.9	28.7	48.4	28.4	0.5	▲0.3
70-74	66.5	38.1	65.9	39.1	▲0.6	1.0
75-79	81.6	50.2	83.3	52.0	1.7	1.8
80-	98.7	71.0	105.5	73.1	6.8	2.1

○平均在院日数(一般病床)

地方ブロック	改正前(A)	改正後(B)	差(B-A)
北海道	18.0	15.7	▲2.3
東北	17.0	15.3	▲1.7
関東	15.1	13.6	▲1.5
北陸	17.3	15.3	▲2.0
東海	14.8	13.4	▲1.4
近畿	16.6	14.7	▲1.9
中国	17.6	15.4	▲2.2
四国	18.5	15.9	▲2.6
九州	18.2	16.3	▲1.9

○病床利用率

種別	改正前(A)	改正後(B)	差(B-A)
一般病床	0.77	0.76	▲0.01
療養病床	0.92	0.90	▲0.02

○療養病床入院受療率

(人口10万対)

年齢階級	改正前(A)		改正後(B)		差(B-A)	
	長期療養入院・入所需要率		療養病床入院受療率※		(B-A)	
	男	女	男	女	男	女
0-4	5.9	3.6	0.0	0.0	▲5.9	▲3.6
5-9	5.9	3.6	0.0	0.0	▲5.9	▲3.6
10-14	5.9	3.6	0.0	0.0	▲5.9	▲3.6
15-19	5.9	3.6	3.3	3.4	▲2.6	▲0.2
20-24	5.9	3.6	3.1	3.3	▲2.8	▲0.3
25-29	5.9	3.6	5.9	3.1	0.0	▲0.5
30-34	5.9	3.6	7.9	5.4	2.0	1.8
35-39	5.9	3.6	9.1	9.4	3.2	5.8
40-44	47.3	30.5	18.2	10.3	▲29.1	▲20.2
45-49	66.6	41.5	27.7	16.4	▲38.9	▲25.1
50-54	87.1	54.1	51.2	30.9	▲35.9	▲23.2
55-59	131.5	77.2	86.8	49.3	▲44.7	▲27.9
60-64	188.5	112.5	138.4	80.9	▲50.1	▲31.6
65-69	463.7	340.9	215.2	137.1	▲248.5	▲203.8
70-74	919.1	892.4	333.4	261.9	▲585.7	▲630.5
75-79	1,829.1	2,341.9	617.8	591.3	▲1,211.3	▲1,750.6
80-	5,138.6	11,323.6	1,519.7	2,239.4	▲3,618.9	▲9,084.2

※これまでの療養病床と介護施設(特養、老健)の入院・入所需要を基にした算定式から、療養病床の入院需要のみを基にした算定式に変更。